

知多半島総合医療センター WiFi 接続ご利用のルール

(目的)

第1条 このルールは、患者及び来院者(以下、「利用者」という。)を対象に、知多半島総合医療センター(以下、「当院」という。)が整備した WiFi 接続サービス(以下、「本サービス」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものである。

(ルールの適用)

第2条 本サービス利用者は、本ルールに同意したものとみなす。当院は、必要に応じて、予告なく本ルールを改変することができる。

(サービス内容)

第3条 本サービスは、当院が本ルールに同意した利用者に対し、インターネットに接続可能な WiFi 接続環境を提供するものである。当院は、本サービスの運用について、予告なく中止できるものとする。

(利用者が準備する機器等)

第4条 利用者は、本サービスの利用に当たり必要な端末装置及びソフトウェアを準備するものとする。利用者が持ち込んだ機器は利用者自身が管理し、盗難や紛失、破損等について当院はその責めを負わない。

(利用条件)

第5条 本ルールに同意した者に対して、本サービスの利用を認めるものとする。

2 本サービスに利用する機器への設定や操作の問合せについては、当院では一切受け付けない。

3 本サービスに利用する機器の設定、操作及びセキュリティ対策は、利用者が行う。

4 本サービスについて、常に安定した接続環境を保証するものではない。

5 利用者は、悪意のあるサイト又は第三者により個人情報など盗聴される可能性があることを認識したうえで利用すること。

6 他の利用者の迷惑とならないよう、音声等配慮して利用すること。

7 本サービスを通じて利用者が使用した有料サービスの料金は、その理由にかかわらず当該利用者にて負担すること。

8 当院は、WiFi の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録することができる。

(禁止事項)

第6条 本サービスの利用にあたっては、以下の行為を禁止する。以下の行為が発覚した場合は、当院は直ちに当該通信を遮断することができる。

- (1)他者の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2)他者の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3)他者に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4)誹謗中傷する行為
- (5)公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6)犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7)選挙活動に関する行為
- (8)性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9)コンピュータウィルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (10)通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (11)ファイル共有ソフトの使用等著しく大量のデータを送受信する行為
- (12)前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は当院が不適切と判断する行為

2 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合には、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、当院は一切の責任を負わないものとする。

(免責等)

第7条 利用者が WiFi を利用したことにより、利用者又は第三者が被ったいかなる被害についても、当院は一切の責任を負わない。

2 当院は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。

3 WiFi サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、WiFi を通じて登録、提供又は収集された利用者情報の消失、利用者の端末のコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他 WiFi に関連して発生した利用者の損害については、当院はその責めを負わない。

4 WiFi への接続に係る利用者の機器設定は、利用者自身が行うこと。この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により WiFi を利用できない場合であっても、当院はその責めを負わない。

5 利用者が WiFi を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当院はその責めを一切負わない。

6 当院は、WiFi における通信速度を保証しない。

(附則)

第8条 このルールは、令和7年4月1日から施行する。